

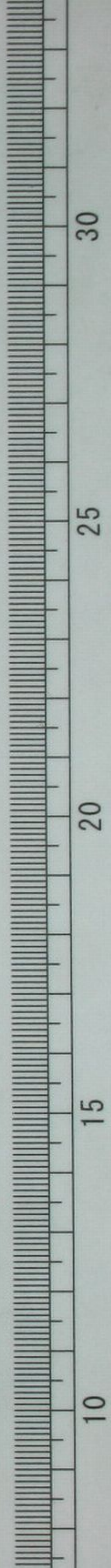
近世紀聞

漆崎延房輯

四編
自文久三年上旬
至元治元年四月

卷之三

113
530
12



13
530
12

近世紀聞四編卷之三

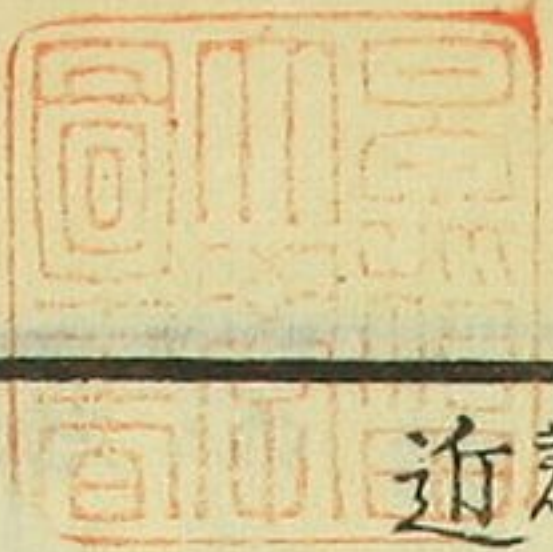
東都

澁崎延房輯

大正五年二月
花房仙次郎氏寄贈

將軍家上洛 宸翰を賜ふ事

却説まじ井原主計の争で上京させし宰相御父
子の誠意の旨趣と辨解せし憶ふ故に屢願旨を捧
と雖も更し御許容在せし取調旨を受取し
雑掌兩名伏水迄奈向ふ及び今に固辭する度
得ば差出したる旨面の趣意に去る十八日の事件讃州以
下家来の者も篤と糾問し存し其日俄く九門を
于戈を以て驚衛ある旨兼り及び故豫て堺町御門



の固め成命ト置き一更なれば 九重の内尋常るるざる
 御一大更の何りと心得人救を引具一馳泰りに因らむ
 固めと免除せむ如何なる御義ゆゆやと恐るる愚昧の
 者更一同安心仕らず是非に歎願と存せし処種々御利
 解ゆゆに余義をく大佛迄退きし前条の次第ゆつた
 憂憤の餘りより自然騷擾の義ゆゆりての相湊ざるの訳
 ある故直さる帰國仕りぬ且七卿の御方々にもそ日乃
 御模様穩うあゆぬ何分攘夷乃御先鋒をさされたと
 の御懇願より御供に及びし趣き実ぬ其節の形勢の
 言語の陣も尽し匡く止を得ざるの次第なるゆ厚く

御憐察下さるべくと取調べの趣き成委曲書載し及
 ち色あり尚此外の二通の各何り一通の奉勅始末記一通
 へ其附録の類を共に 赦念遵奉の旨趣を演たる
 各なれども長文なる略して拳以看官幸ひに宥怒
 せし間話休題さる程小井原主計の件の三種の書に
 出し彼雑掌に渡して言ふやう兼々歎願致す如く
 宰相父子より小生へ申し含めし次第何色に只此書
 取のよめい父子の微衷の竭し難く万一御汲取りに
 よる行違ひあると生る時へ安らざるは次第にのり
 私入京仰付らむ御聞糾し下さるやう執奏家迄御執

成ひとて頼とまのつとむると他更なれ形状も申入るを
 二個の雜掌心得て書類を受取り歸京せり這ハ十二月
 十一日あり然れども何等の御沙汰も何らねば又十四日小主
 計より黙止がられた情実を舒べ入京御免を被り度旨
 記載ありたる歎願各を勸修寺殿迄送り出せし十六日の
 夜お至り右少辨家の御達しふハ長門宰相家来を以て
 差出したる三通の昏面披露に及びぬ処追々御沙汰有
 べにふつき一先歸國御差図と相待べにとの御旨ありて同
 家より十八日小口達の趣きは此程井原主計より宰
 相父子の申し含と成言上ふ及びは此旨再三願ひ出

色ごり御詮義中の更なれ御沙汰の通り歸國せしめ
 御差圖相待べにとの事故まの押返し主計より實に
 涙泣悲歎お逼る誠意を尽せし昏面を十九日乃
 夜お指出せし御採用更なれ願各ハ差返され
 らば是より先月幕府お於て鎖港の事お及ばんとある
 其談判整へざるうち藩々或ハ外國船を暴撃做せる
 更を憂ひととて京師お奏するもぞ 朝廷諸藩お令
 下して即今幕府各國へ鎖港の応接お及ぶる条仍て
 攘夷の儀お付て総て関東の指揮を俟て粗忽の暴
 發おせしむると仰出さるるよりハ攘夷を主とする面々

朝議姑息あつひ陥おちると大いおほい憤懣いんげん為なるなりかど又また
 施ほすす術じゆつ多おほきに多おほく長州ちやうしゆに馳集ちしゆりて攘夷じやういの再また
 議ぎと企こてこ此頃このころ既すでに幕府ばくふも池田いけだ筑州ちくしゆ等ら甲乙けつごと
 海うみ列りの遣つへへ鎖港さかうの吏しと謀まららむむ恚いかて十月三日
 に至いたり島津家しまづけ三上京みやまきやう致いたされるて宇内うぢの形勢かたせを深こく
 憂うれひ幕府ばくふを輔すけけて掃攘そうじやうの成功せいこうを遂たささるる免徳川家めんとくせんがわ
 回復くわふくの基本きほんを周旋しゆせんあさんさんとと將軍しやうげん及び及び一橋いちきやう黃門わうもん
 越前えつぜん老侯らうこう岩倉いわたの方々かたがた乃な再またび上洛じやうらく何なんもせんせん更さらと
 朝紳あさしんあ就つて議ぎららるる一いか大樹おほじゆ上京じやうきやうああるるののむむ心こころ
 朝廷てうていよりより御沙汰ごさたなりなり仍なほて一橋いちきやう黃門わうもんああ將軍家しやうげんがあ

先立さきだてる霜月しもづき下旬しんげんあ入洛じやうらくせる東本願寺とうほんげんじと旅館りよかんとと
 此この以前いぜん中川宮なかつかわのみやは年頃としころ國事こくじあ力ちからを尽つくささるる専せんら周
 旋せうせん在あらせるるる色いろは朝廷てうていににね成なり賞しょうせるは彈正だんせい尹いんに任まかす
 ああは是こゝより尹いんの宮のみやと称あやし幕府ばくふも又また此宮このみやの御家祿ごけらくを
 増ましますすものものははそのその別わかれれ小廩せうりん米こめ千俵せんばう宛あて毎歳まいざい給たまははるる更さらとと
 成なりけけるる又また鷹司たかうぢ殿どの下したはは当職とうしやくを辞おせるとて二條右府にじやうみぎふ
 公こう関せき白しろくく左右さうぶて十二月廿四日じふにがつにじゅうよっぴつ薩州さつしゆの蒸氣船じやうきせん長崎ながさきへ
 赴おもむくくんと兵庫ひんがの港みなとを出帆しゅつぱんして其夜そのよ刺瀬せ田たの浦うらあ碇泊いかりどまり
 せせに長州ちやうしゆの基場きぢやうより外國船がいこくせんとや見違まじへる猛まへ可かあ
 砲發ぱうはつ為なるる一いか薩艦さつかん大いおほい駭おどききが豫よて夜中よちゆうの帆ふ

柱毎小燈籠を掛けて國の印と致し置く趣ハ諸州へ
知らせたる更故長州あても我が印を知らずと言ふ事
何るまゝと尚も燈籠の数を増せども彼基場あて用捨
なく無体小大砲を打掛けたるを然れども此船の固より
高船なる成りて抗戦せしむるも退帆せんと為る
と此艦中も蓄へたる火薬小や火の移りらん其船忽ち破
烈して乗組の者乃ち士官を名づめ二三十名沈溺さ
て行方知まばれ小仍ち翌年二月薩藩使節を長州に
遣りし去年故ち高船を砲撃せしを責んとせしと幕府
あおのく所置を定けしは姑く使節の止るべしとて薩の怒

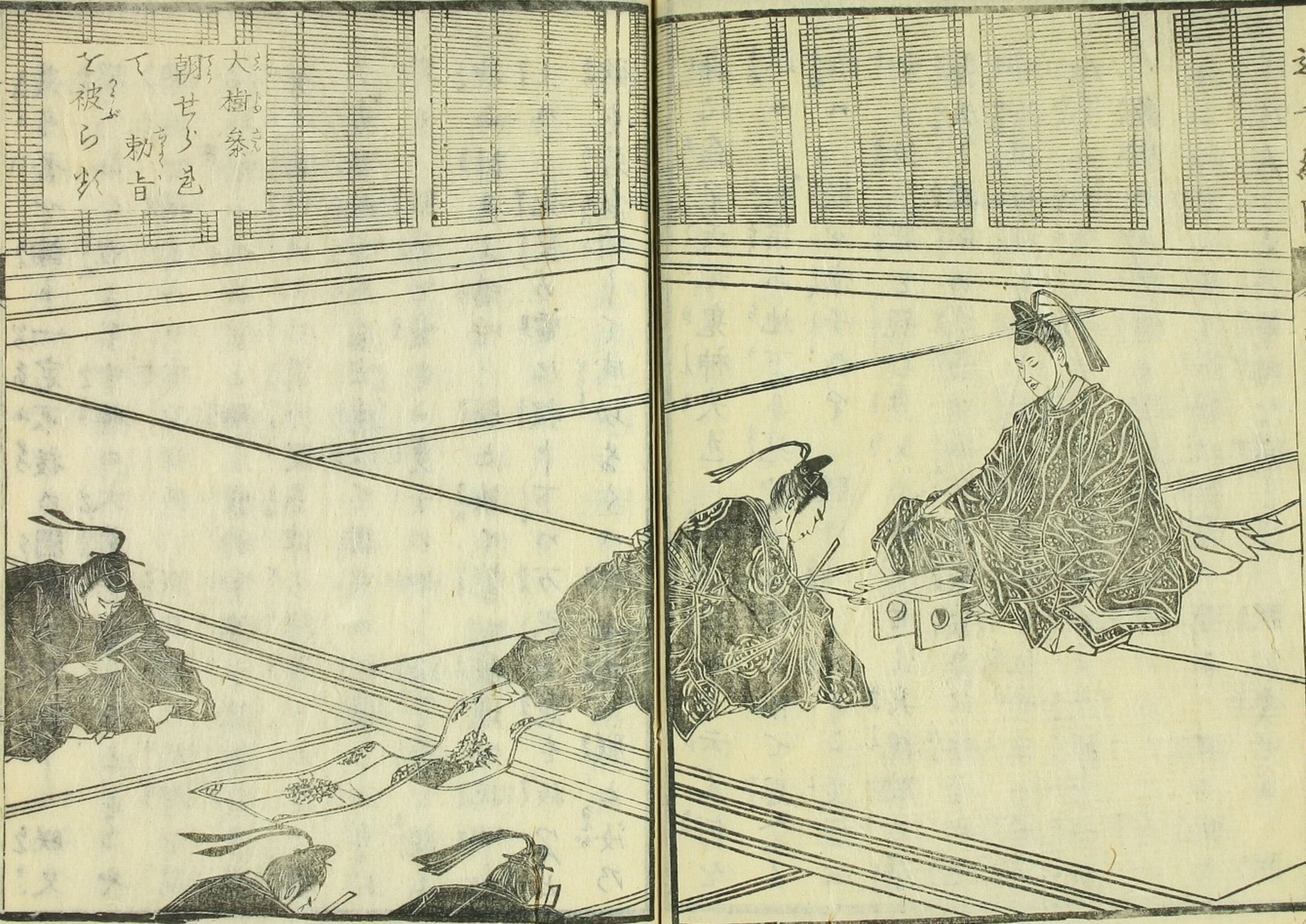
り成り慰諭せり這ハ是後の物語なり是より先関東あて
ハ既小將軍家上洛の準備速く小整ひし十二月廿七日
軍艦に召せしは水路を浪花舟に到らせしは次々年
正月小至り二條の城あ着せしは続つて越前老侯はと
上京に至らせしは仍ち此月廿日あ二條へ勅使参向
ありて則ち大樹家茂公を右大臣に任しらせ及び越前
春嶽を大藏大輔と又島津三郎ハ年来國変小勉勵
あり且つ徳川家回復の爲免尽力あり功を賞し
左近衛少将小任し兼大隅守とすむ徳て次の日將軍
家小一橋紀州の兩黄門且會津以下諸侯を俱して

泰朝たいてうの及およびるはぞ 御所ごしよの朝紳てうしん列らせしむる其その
時尹ときいんの官くわんに於おての席せき上じやうの找たまきく則すなはち大樹たいじゆの賜たまはる
所の勅旨てうしと宣のたまはるをひて曰いはく

嗚呼あゝ汝方なんぢかた今の形勢けいせい如何いかと顧くわんる内うちに則すなはち紀綱きかう廢い
弛ち上下じやうじやう解体くたい百姓ひやくしやう塗炭とたんの苦くるむ殆たいていと瓦解か崩くづれの色いろ
を顯あけ外ほかに則すなはち驕虜きやうろ五大洲ごおほしゅうの凌侮りやうぶを受うく正ただに
併吞へいどんの禍わざはひひ小羅せうららんとて其危あやき実まことの累卵るいらんの如ごとく
く又また眉まゆを燒やか如ごとく 朕わが是これを思おもふる夜寢よるねる能あたは
た食咽あきぐちの下くだらず嗚呼あゝ汝是なんぢこれを何なんと顧くわんる是則すなはち
汝なんぢの罪つみに非あらず 朕わがが不徳ふとくの致いたす所ところ是罪これつみ 朕わがが

身みに在ある天地鬼神てんちきしん夫是これ 朕わがは何なんと云いふ何なんと
以もつ 祖宗そそうの地下ちかに見みゆるを得える依よて思おもへらく
汝なんぢは 朕わがが赤子せきしあるを 朕わがは汝なんぢを愛あいする妻つま子の
如ごとく汝なんぢ 朕わがと親かむ妻父つまちちの如ごとくせよ其親睦そのしんぼくの厚あつ
薄うす天下てんか挽回わんわいの成なる吾われの關係かんけいは豈あなか重おもきに非あらずや嗚あ
呼あゝ汝夙夜そくや心こころを尽つくし思おもふ焦こる勉つとむ征夷せいゐ府ふの職掌しやくじやう
を尽つくし天下てんか人心じんしんの企望きぼうの對答たいたうせよ夫醜夷しゆうゐ征服せいふく
の國家こくがの大典たいでん遂ついにの膺懲ようちやうの師しを興おこさるんは有あるべ
からば然しかと雖なも無謀むぼうの征夷せいゐの賓ひんの 朕わがが好このむ
所にあらば其策略そのさくごうを議ぎして 朕わがに奏そうせよ 朕わが

遊山紀聞 四巻之三



大樹參
朝甘少色
下勅旨
七被らぬ

近世紀聞

四編卷之三

其可否と論ト一定不拔の國是と定むべし 朕又

思へらく古より中興の大業をなさんとせらるや

其人を得んば有づらん 朕凡百の武將を見

るに荀も人ありと雖も當時會津中将越前中将

伊達前侍從土佐前侍從島津少將等が如きは頗

る忠實純厚思慮宏遠以て國家の拒機を任するに

足る 朕是を愛する妻子の如し汝等是を親之

與ふ計はよ嗚呼 朕と汝と誓て衰運を挽回し

上は先皇の靈に報ト下は万民の急を救ふと

欲を若怠惰しや成功あるべし殊に是 朕と汝乃

罪を予天地鬼神夫是を誣むべし汝勉旃勉旃

文久四年甲子春正月廿一日

斯の如くふ読上らるや大樹及び諸侯も各拜聴

つとまて 敵慮の程の惶さに頭を挙る妻を得ば

皆感涙の哽びしを儲中も同月廿八日再び 勅旨

と賜て曰 朕不肖の身を以て夙に天位を踐て忝くも万世

無敵の金匱を受け恒に寡徳 先皇と百姓とに背

らん妻を恐る就中嘉永六年以来洋夷頻りに搦

撥来港し國体殆と云べし 諸價沸騰し生民塗

炭小困む天地鬼神夫色 朕と何と云ん嗚呼
是誰の過ちぞや夙夜是と議せむ如何せん昇平
二百年威武の外寇を制壓するに足ざるを若安
に膺懲の典を奉んとせん國家測らざるの禍陥らん
吏と恐る幕府断然 朕が意を擴充し十余世の
旧典を改免外への諸大名の叅勅を弛め妻子を
國の飯へ各藩に武備充實乃令と傳へ内への諸役
の冗員を省き入費を減し大に砲艦の備を設く
賓小是 朕が幸のまゝに 宗廟生民の幸あり
且去春上洛の瘞典を再興せし吏最も嘉賞はる

豈料らんや藤原賓美等鄙野の匹夫の暴説を信用し
宇内の形勢を察せば國家乃危殆を思へば 朕が
命を矯く輕卒小攘夷の令と布告し妄に討幕の
師を興えんとし長門宰相の暴臣の如き其主を愚
弄し故多し小夷船を砲撃し幕府乃使を暗殺し私
に實美等と本國を誘引は此の如き狂暴の輩必を
罰せむべし可く然と雖も皆是 朕が不徳乃
致を所にし賓小悔慙不堪む 朕又思へらく我が
所謂砲艦の彼が所謂砲艦に比を色は未だ慢夷の
膽を吞む小足らば國威を海外小顯をに足らば却て

洋夷の輕侮を受ん故に頻りに願ふ入て天下の
全力を以て摂海の要衝に備へ出ての教艘の軍艦を
整へ無餘の醜夷を征討し先皇膺懲乃興と大
にせよ夫去年の將軍久しく在京し今春も又上洛
せり諸大名も又東西に奔走し或は妻子を其國に
留りむ宜なる費用の武備及びざるを今日より決
して然るべからば勉て太平因循の雜費を減省し
力と同一し心を専らに征討に備へ精銳し武
臣の職掌を盡し永く家名を辱むるを勿く嗚呼
將軍及び各國の大小名皆朕が赤子也今天下の

変 朕と共に一新せん変を欲せ武の財を耗せ
事多く姑息の奢を爲せ変を多く膺懲の備を嚴にし
祖先の心を違ふを勿く是天地鬼神も亦汝等を何と
云んや

文久四年甲子正月廿八日

斯の如く乃 勅旨ふつに將軍家より御請旨ふ曰
宸翰の 趣旨に御即位以来 皇國の災禍を悉く
聖躬に御上の御及求在せり是の 勅諭を誠み以て
恐惶感泣の至り奉存ゆ 情幕府從前の過失を自反
仕ゆ得ハ 予罪の至り奉存ゆ 臣家茂不省乃身を以て

徒に重任を辱しめ紀綱振つを内外の禍乱相踵ぎ頻
 年 宸襟を惱し奉りゆのそまらば去春上洛の節攘
 夷の 勅を奉むと雖も其事賓遂み行つを難く横濱
 鎖港の談判を未だ成功の斯限も量りざる折柄再
 命に依て上洛仕りゆ上の極めて 逆鱗に觸る嚴謹を
 相蒙るべきに素り覚悟仕りゆ処意外の 宸賞を蒙り
 奉りゆのそまらば至仁の 恩諭を以て臣家茂並び大小名と
 赤子の如く 御親愛將來を御勸誠在せしむる条
 臣家茂一身の上取海岳の 鴻恩賓以て報答奉る
 べきやうもこれましく自今以後万事の舊弊を改め諸侯

と兄弟の思ひをあり心力を合せ臣子の道を尽
 し勉て太平因循の冗費を省き武備を嚴ふく内
 政を整へ生民を蘇息致し海防禦に勿論諸國の
 兵備を充實仕り洋夷の輕侮を絶く砲艦を嚴整
 し遂に膺懲の大典を與起致し 御國威を海外に
 輝耀まぶさの條件等弥以て勉勵仕り恐るる 宸衷
 を休憩奉りたく奉存ゆ吏に御座ゆ併に膺懲妄
 拳仕る間敷との 叡慮の趣き堅く遵奉仕り必勝の
 大策相立ゆや仕るべく奉存ゆ尤も横濱鎖港の儀に
 既し外國へも使節差出し美し御座ゆに何分にも

成功仕り度ゆづも夷情も測り難く得ば沿海の
 武備も於て益以て奮發勉勵仕り武臣の職掌固
 守仕り大計大議悉く國是を定めて宸断を仰ぎ奉
 り皇國の衰運を挽回して外ハ慢夷の膽を吞
 内ハ生靈を保ち敵慮を安し奉り上ハ皇神の
 靈も報ひ奉り下ハ祖先の遺志を継述仕り度奉存ゆ
 是則ち臣家茂の至誠懇請も御座ゆ之も依て此段
 御請申上奉りゆ臣家茂誠恐誠惶頓首謹言
 とぞ記せしむけるふハ公武御親睦の御実意露いせ
 らるるも偏へ島津少將の周旋も亦所をささるる

幕吏等尚も因循せしむや上洛在らせしより三十
 余日に及ぶも即今急務とさる処の摂州海岸の武
 備も於て聊々整ふ氣色も見へぬ疑惑を生ずる輩
 も多く此上幕府人望を失ひぬも吏ありて内容易さ
 ざる一大吏と島津家深く苦慮せしむる幕府へ建言せ
 るや這回宸翰の趣きハ幕府も於て御遵奉遊さ
 せん吏勿論されば御建議ありて得共今摂海の御手
 当向と觀察ゆづり処渠が砲艦も対応なき砲臺の
 設け甚ど乏しく陸も野戦の備も何れも何れを以て
 禁衛を保護し京畿の警衛相も亦日本各國の

兵備へいび於おての各國あつこく主しゆの量見りやうけんも何分なんぶん撮海さつかいの要かなら港みなとの皇國こほうこくの全力ぜんりきをとく渠なほが砲艦たうかんに對たいをべき備そなへなくして愜なげひがうう既すでに近年きんねん諸國しよこくあて無謀むぼうの攘夷じやういを唱となすも亞艦あかん始はじめて渡來とらいせしより頻しばしばりに内備うちびの議論ぎろんの阿あをむとちや十餘年じゆねんの星霜せいそうを経て其驗そのあつ相見あひまへむ余されハ匹夫ひつふの分ぶんとて一いちの始終しじうの遠略えんりやくも涉せつる成なり得えば一いち己こ乃なり管見くわんけんの成なり以もて扼腕やくわん齒はをせる支疎しそ暴ぼうの所為しよゐも似にたれども國こくを憂うれふ志こころざしハ一いち凶あつも憎にくむべきに何なにがば仍なほて攘夷じやういの御賓備ごひんびを露あるゝあ御手おて始はじめ先京せんけい攝しやうの御備ごび向むかて嚴重げんじゆうも設たけらるる偏ひとへも勤けん王わうの御至誠ごしじやう貫つらぬくべ死しの

御所ごしよ置ちを以もて天下てんかの耳目じやくもくと一新いちんせらるる假令かゝい異論いろんの輩たぐひと雖なほも怒いかり感泣かんにき致いたさるる御賓跡ごひんせきの頭あたまもさるる天下てんかの人心じんしん居合いあふまじく恚いかるる皇國こほうこく挽回わんくわん乃道なりみちも、相立あひたつゝは是こゝも幕府まくふの御職掌ごしやくさうを尽つさせらるるの厚薄こうはくに依よるる武備ぶび充實ちゆうじつの大業たいげふを至急しゆじゆも取起とりさるる杯縷はいる々々懇こゝろろ小舒せらるる仍なほも諸藩しよはんへ京攝けいしやうの守衛しゆゑを令あづけらるる

○筑波つくは太平たいへいの両山りやうさん有志しゆい等ら屯集とんじふの叟そう

却説けつせつ二月十八日にがつじちはちじつ或あるは十六日じふろくにちあつ去年こゝね大和たいわの拳動けんどうあつ四家しけの虜らうとせらるる安積あさか五郎ごらう等ら十八人じちはちにんを斬罪ざんざいも行おこなはるる時とき

京都町奉行永井主水正なる者渠等が義気を感じ
てや助命の吏と建言せしむる更ニ採用ありしとも言ふ
彼輩憤懣之餘より疎暴の所為に及ぶと雖も必
く用ゆる所あらんと惜める者も多しなりき

獄中の吟あり因み拳ぐ

おれらの身はもろ矢の幸成ゆて

安積武貞

都のむすもち我う色し

君が代はいまもに新のひ

伴林光平

くさくさく之れ沖津あつね

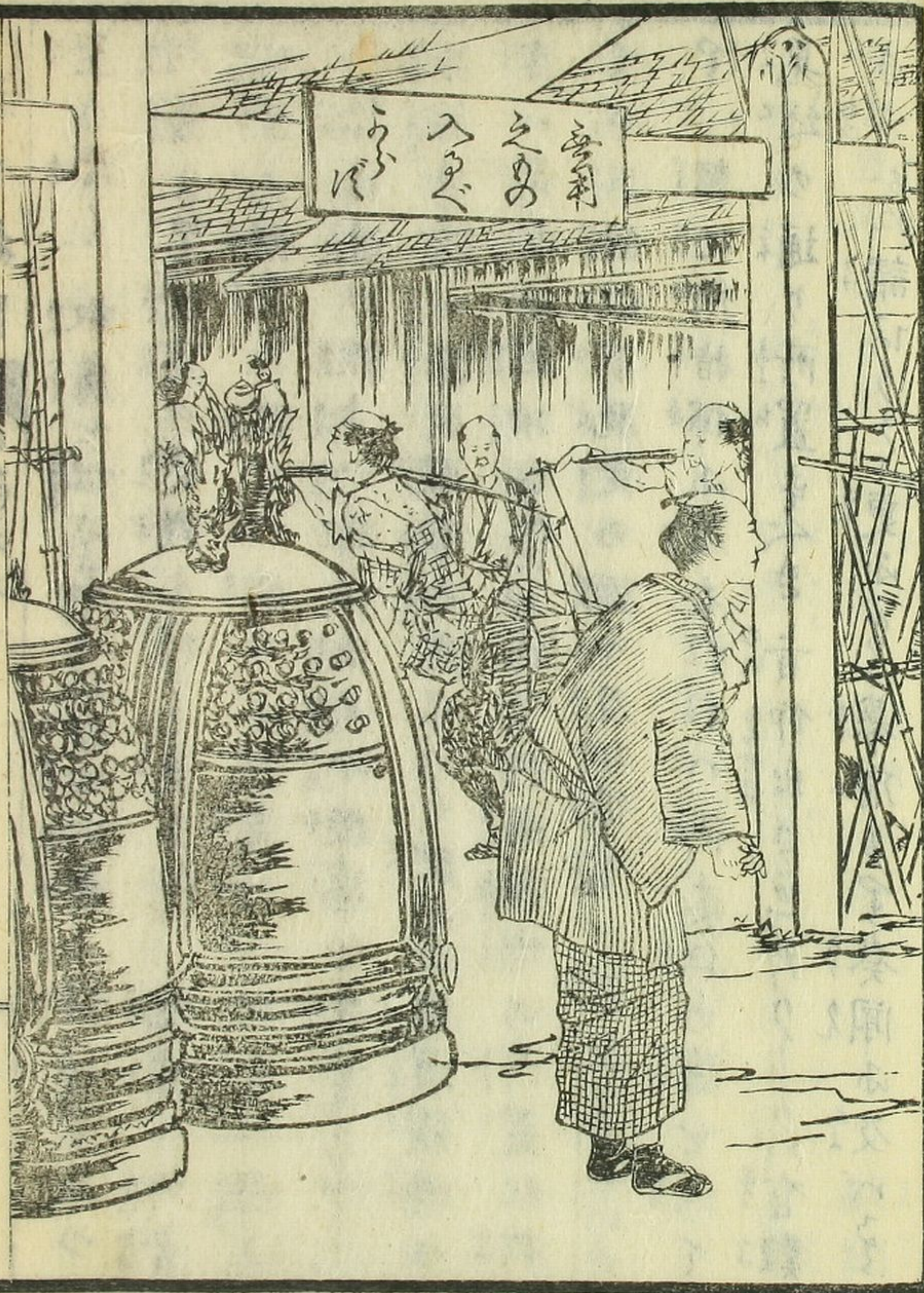
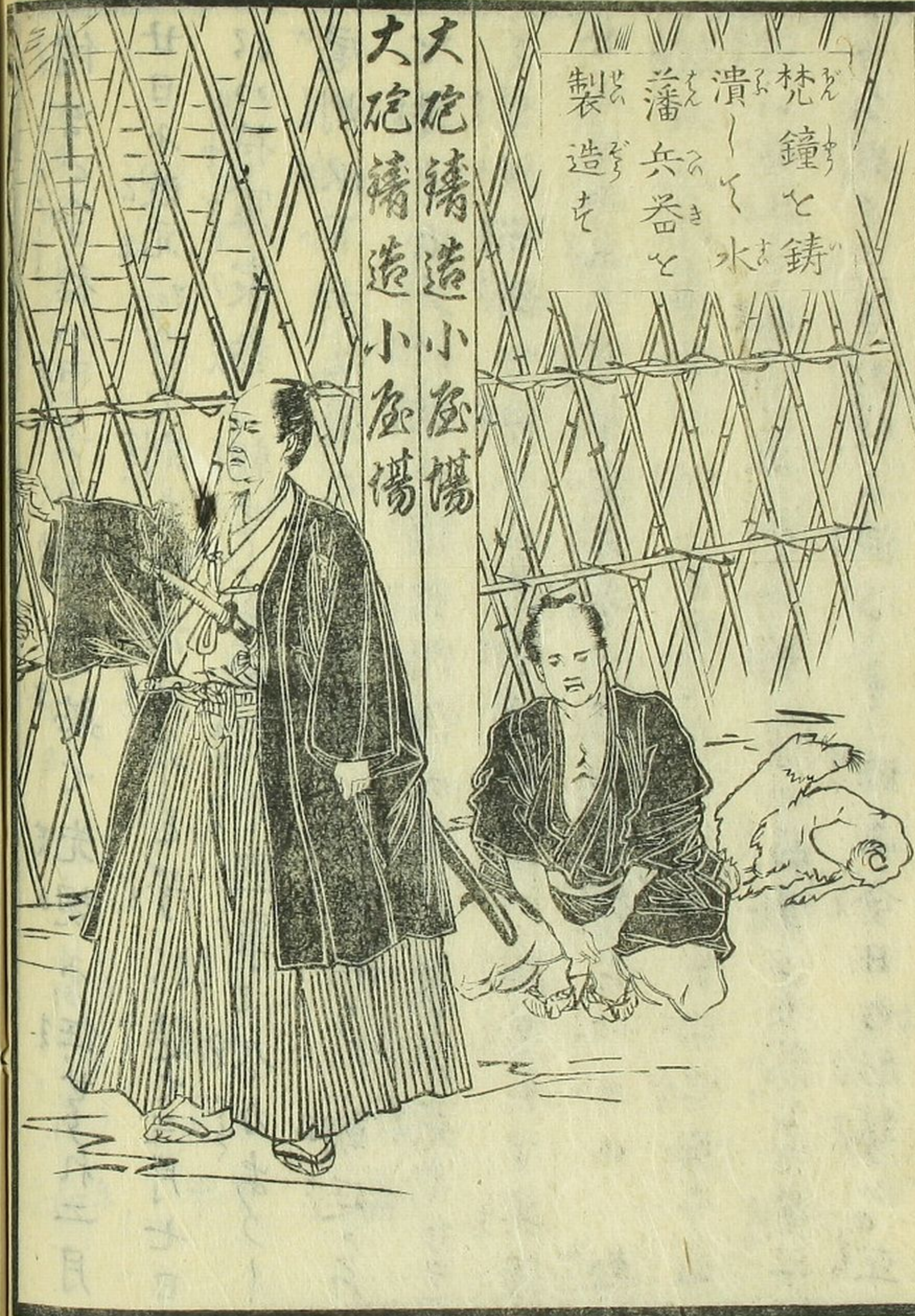
さびりけくちるや老木枯ぬりも

木下義長

儲まゝ今稔ハ甲子小當きハ馳て先規ハ任せられ二月
廿日ハ改元ありて則ち元治元年と号し恁て三月七日
ハ將軍家泰 朝せしむる近年國事に尽力ありし
尾州以下十九藩の官位昇進を請奏あり 朝廷これ
を許しぬ此頃一搗黃門卿の後見たる誠免しられ
て禁裡守衛を命とりし攝海防禦乃總督たり其後
廿九日ハ至り將軍家又泰 内河を則ち此日の 勅
諭ハ夫幕府の任するや内ハ 皇國を治安さるめ
外ハ夷狄を征伐する 吏將軍たるの職掌より然るを泰平
らち続き上下淤滞ハ流るより既ハ今日の形勢に立

梵鐘と鑄
潰しと水
藩兵器と
製造

大砲鑄造小座場
大砲鑄造小座場



至り深く 叡慮を悩まされしに 這回大樹上洛あり且つ
列藩より 國定の建議ありしに 更なれば 聖慮の御旨
在せしに 國吏於ての 総てを 幕府へ 御委任遊は
るれば 自後の 政令一途 亦出人心 疑惑を生ぜざるや
思召され 間急度 職掌相立 べく 就ての 横濱鎖港の
更は是非 亦成功 なるべし 尚長州の 所置に於
てハ 三條以下 脱走の 面々及び 彼藩の 暴臣等あり
朝廷御 指揮亦 及なれば 御委任の 廢を以て
見込の 通り 所置を 去さ 旨仰出 させたりし 有難
き 旨を 請へりし 更な 幕府より 奏聞亦 及ばる

やう 当年より 米二千俵宛 神宮御供料と して 献納
亦及ぶべく 尚將軍代 替に 御禮の 為 免上洛の 事
三家は 諸侯の 面々 家督 任官の 度入 朝を 長く
西國筋の 大名の 江戸 往來の 都度々々 天機伺ひ
奉る 更又 九門の 警衛に 万石 以上の 者より して 三十
石迄の 者に 命と 固く 守らせ べく 年々 諸侯の 國産
を 献し 親王 及び 丞相 方の 薨去 せしむ 其時ハ 海内
音曲を 停むる まで 総て 十八ヶ條の 新則を 定む 是
より 王室を 尊崇せ ざる 仍て 朝廷 聴し ぬ 斯
て 五月二日 亦將軍 家御暇の 御禮 ありて 同月 廿日

に帰東あり又島津家にも帰國せしむるを京師に
 一槁殿越前宰相春嶽残らまけり余ハ政令何吏も幕
 府ハ御委任ありし幕威昔ハ復せりと關東ハ有司
 等ハ始々愁眉を開くにぞ又憂國ハ義黨ハ於てハ
 是迄國家ハ尽カシテ 朝威漸ク輝きしに又幕政
 に復してハ因循ハ所置ハ陷るる鎖國ハ功ハ立匡く
 遂ハ御國ハ衰弊ハ自ラ招クに至らん歎と
 歎息セざるハなかりしとぞ此頃水戸藩田丸稻之右
 衛門藤田小四郎と喚ぶ者専ラ攘夷と主とあり
 浪士等救百名と荷擔ヒ筑波太平の両山ハ屯一

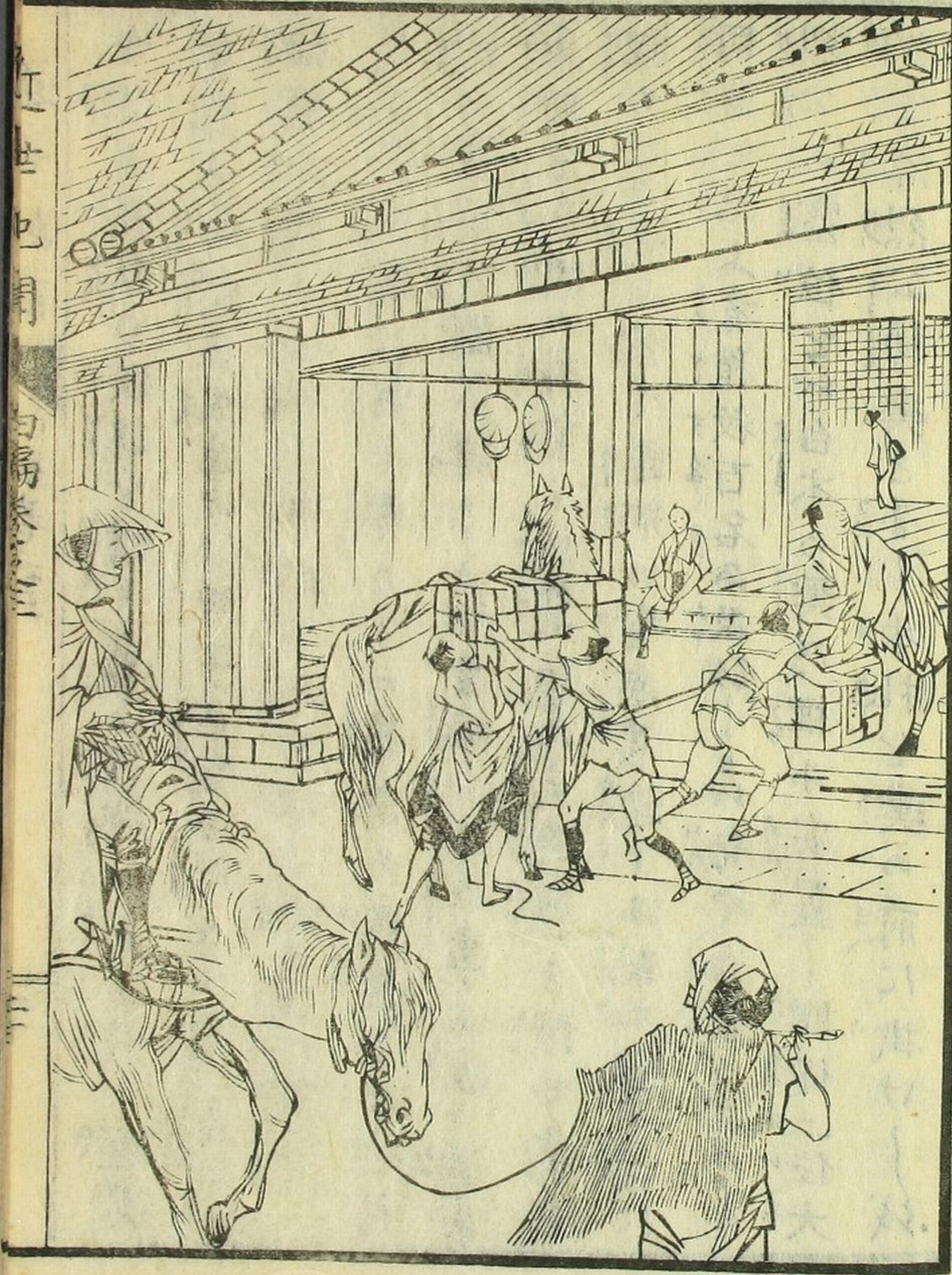
大いハ常野二州の間動搖に及びたる起原と尋ぬ
 るに水戸烈公前中納言 齊昭卿在世の時天保年間異船日本近海を屢
 窺視する勢ハありしとこれ依テ烈公ハ其臣藤田東湖等
 命ト大いハ藩政と釐革一の更に海岸防禦ハ為に
 無禮不如法の寺院を廢し無用の佛具梵鐘を潰て
 大砲其餘の利器を製し何時異船襲来するも掃攘
 さんと準備せし然るに藩老結城寅次ハ是迄家政
 を掌り常ハ烈公の意ハ愜ヒしと這回ハ大變革に
 於てハ心中と善とせし殊ハ藤田等甲乙ハ新
 進と吏と執ると甚と忌める所あるハ其改革を沮

むが故に烈公結城を存けり結城則ち烈公の氣隨
に任せく藩政を乱し専ら武備を藩内小修めらるる
の趣きを私に幕府へ訴へし水戸領中の僧侶等
も自己が破戒の不如法あり廢寺さすべしと思ひし
烈公及び藤田等が暴政ありと怨み詈言種々の流
言を吐く幕府遂に烈公を駒込の邸に幽閉し藤
田等も又幽せしむるに結城再び藩政を執り又田
に復ち雖も藤田の黨に正義を守り尚烈公を慕ふ
が故に是より一番兩派とありて結城派を奸黨と言
ひ又藤田派を正義黨とも或は天狗組多んとその頃

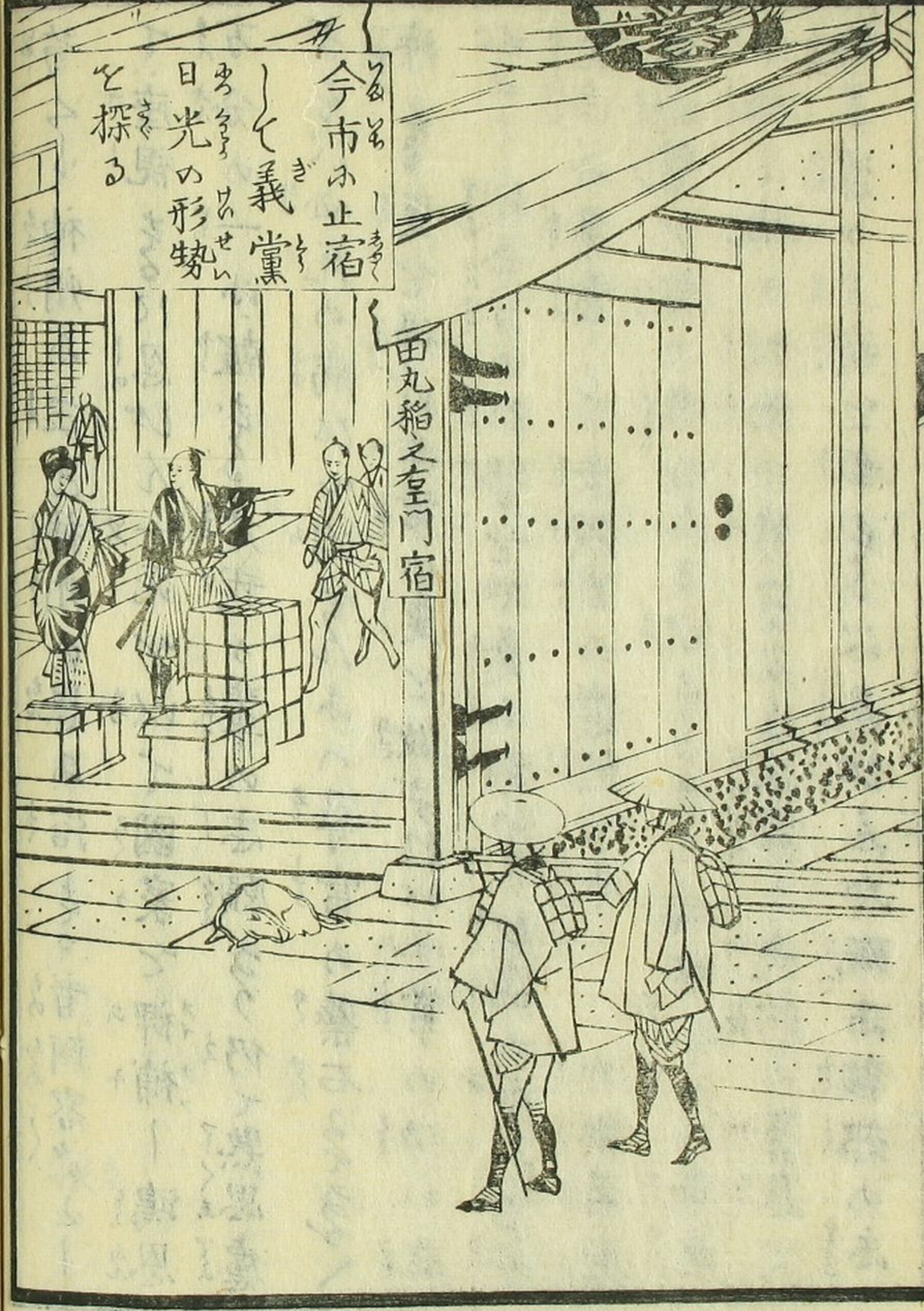
世上に去離せり其後亞米利加渡来あり烈公幕府の
寛宥を得らば國事小關係せらるるに至りて遂に
結城を罰し藤田等々任用ひらき幾程もなく藤
田は没し烈公も卒しあはれ市川三左衛門朝
比奈弥太郎も言へる結城派の者時を得て専ら勢ひ
と震ふみぞ東湖の三男藤田小四郎田丸稻之右衛門の
輩憤激を甚く烈公の遺志を継ぐと大いに
尊攘の說を唱へて小川館とて所へ豫て同志の
者と集め更にお忠憤状を作りて田丸等とて紙示し
曰く尊王攘夷の神州の大典ありて更今更言ふ

べにやうも何れねど開闢以來今日迄 皇統御一姓より
て天日嗣を受させし四海小君臨在せる威稜の盛ん
ある事ハ寶小万國小卓絶せり既に北條相州の蒙古
を鏖小一豊太閤の韓を征する如き 神州固有の
勇氣を震ひて 天祖以來の明訓を奉む誰か感賞
せざるべき東照宮大猷公小其御心別く深く昇平二百
年来の基を開きぬる叟必竟攘夷の大勲原うれむ
故ふろを然るに方今夷狄の害ハ日を追て甚しき邊
人をも目前の安を偷も加るに奸邪の輩頻りに權を
弄べん 獻慮貫徹覺東まく祖宗の大訓何時も振らん

苟くも神州小生也神州の恩小浴する者阿容々として
て座視するに忍びん一死を以て國家を裨補一鴻恩
万分の一小報むる是我が輩の志願あり仍て熟思慮
あるに必死の病ひを治せん小尋常の藥石もそるく
療する叟を得ば非常の叟を做されば非常の功ハ立
がごとく矧今日の形勢をや是小あいて報國の有志者日
光山小集會して東照宮の遺訓を奉て 天朝幕府
の鴻恩を報ト奉らんと欲するあり嗚呼今日の危急
小臨之誰か報効の意あるらん又誰か夷狄の鼻息を
仰ぎ渠が正朔を奉むるに忍びんや既小報郊の志



江戸世也
白濁家三



今市小止宿
一々義黨
日光の形勢
を探る

田丸稻之左門宿

江戸世也
白濁家三

と抱き夷狄の狡謀を憤り多し因循姑息の日を送る
 支實小神州の生さるる男子の愧る所ありはや冀ふ
 諸國忠憤の士早く進退去就を決し共小同心戮力し
 て上の天朝に報し奉り下の幕府の武断を佐け神
 州の威稜万国に輝し一に素願全く此事に在り速に
 東照宮在天の神靈も照覧の是丈夫將何ぞ陳せんぞ
 認めける是小依り近郷の有志者追て小馳加りて茲に
 同盟を結ぶ者稍救百名小及びく先や進發さるんを
 烈公の靈位を白木の裏に安置し贈從二位大
 納言源烈公神璽と昏し木札を璽の前に掛けし

白張着の夫小昇せ鎗銃砲を携へる武士前後左
 右を守護させ田丸其餘の將分の騎馬めて是は從り
 斯の如く乃行装ふて水戸表を發足せしが思ふ仔
 細乃阿まふや同盟のうちに於て心利なる者をも
 五六十人選と出し田丸は是等小密意を會めて筑波
 山に到らしめ其餘の總て神璽を守護して稍日光へ程
 近き今市宿に到着せり這は是四月八日とぞ斯の異形の
 打扮にて殊さう兵器を携へて多人救横行るを支の人
 こゝに驚愕せざるは多く追て宇都宮侯を止め所をよ
 幕府へ注進する支櫛の齒を挽く如くあるは仍て諸藩

小令を下して日光山を固めしむるに又日光山の水戸の
 藩士等多人救ふて今市宿に到着せし其状尋常ならず
 と聞くより当所の鎮臺小倉某駭く吏大りさるる斯の
 如きの形勢ゆてい奈何ある暴挙及むる速りに一山の警
 固せむるに在るべしと其手配りに及ぶ程に豫て当山の
 守衛する戸田家宇都宮藩の人救百五十人秋元家館林藩の兵七
 十餘人大小砲の隊を列ねて神橋其餘の口々を最嚴重
 に固むるに地役人且つ千人同心の神殿の内外を守護し
 又領中の獵師を募りて切所々々を守らしむる程に田
 丸稻之右エ門等今市宿を著せし先づ日光の

形勢を人を遣はし探らしむるに戸田秋元を始めと
 して山内最も嚴重なる警衛何りとの趣き故恁て俺們
 一同めく登山做んと為りし事ありしに許をまじ然り
 して我が輩が兵威を以て押登らんぬ何百人の衛兵
 何りとも踏破らん吏匡くもあはねど固より 天朝幕府
 の為小攘夷の先鋒ますと一図の思ひ込る身が疎暴
 乃拳動まじくも在らば只穩便に計ひて事を挙るに
 如くいさしとて次の日同志の其内より三十名を選
 出して鉢石宿鉢石の日光山下の駅に到らしめ本陣勘右エ門方
 着し我等の水府の藩るが心願の筋何りし御官に

泰詣致したる此旨宜しく計ひてよと最懇懃申入
色ハ主へ奈何と思ひしうと辞むるも在らざれば其旨鎮
臺へ伺ふゆを鎮臺小倉某ゆも種々勘考ふ及びしが
渠等暴動の行迹多く斯く穩便申稟せる儀差禁むべしに
も何らふれば一組十人を限りとて九日十日兩日の間泰詣
致さざる旨返答ふ及びし其由今市へ申し通すと
此日より有志の面々替々ゆ泰拜せり然ども各心中は
微衷を訴へ奉るゆと這処はく吏を議るべき便宜に
も至らば此上の鎮臺小見へ素意を舒るの外ありと
るる臆々当所の警衛する戸田侯の用役申就て我が輩

志願の旨何色ハ鎮臺公ハ拜謁を願ひしれ旨申入
色ハ是き辭之に色ハけん遂に許容に及びしとて同
盟有志の其うちよ軍其名を齋藤佐次右門須藤敬
之丞と喚り兩人戸田侯の用役する縣勇記ハ伴の
鎮臺小倉の對面一ツ從來因循姑息ハ陥り 敵慮
貫徹做ざるを憂ひ這回烈公の遺志を奉り攘夷の先
鋒を懇願するさんと決死の面々約を定め是迄出張せし
うへ東照神靈の尊前申於て夫等の吏を議らんと
思へし仍て姑く神殿に滞留を許さるべく尚鎮臺に
も同盟せし色て俱ハ吏を奉らせんハ自他の幸ハ

あつてべきふらど縷々論談ふ及ぶと雖も小倉の更も領
兼せば卑職当所の鎮臺よりさうく我が私小神前も滞
留も多城許一邑一殊更即今横濱もて鎖港の談判
何んまきに疎暴の拳動何んぬんぬの却る更の障りと
あつて忠憤も又反賊の汚名を受るに至らんや咱們に
於ては幕命を奉る乃外他念ありと断然違背ふ
及び一々兩士の尚もあつて返して理を尽して左右と
議論の時を移せしむと小倉の鎮臺の威權をもて
渠等が辞を説破し遂に示談の整いねに兩士も今
術あさに黄昏近くあり一頃鎮臺より城許へ去りて

其夜今市も立歸り緯云々と報知るもぞ壯士等大い
憤りて俺們烈公の神樂も供奉し遙々是迄来り甲
斐もあつて阿容々々として退るべせの胡盧もなりぬ
一只穩便を主とさる故ふ斯の如くも鎮臺が無禮
の辞も吐くもめ兵威を以て強談も恚ても兼
伏為もん一挙に衛士を攻破し攘夷を障ゆる鎮
臺も天誅を加へんぬの猛威近國へ輝きと招りさる
ごと四方の有志等茲も泰會あつてん事何の疑ふ所
の何らん疾々御準備然るべしと愾るを田丸のあ
鎮め言はる所も理りされと万一隻を過つ時の古

君の遺志も貫らば乱臣賊士の名も残さる千載迄
の耻辱も何らぞや尤も止む得ざるの時、假令幕兵
たればとく矢先を向ける事も何らんが成るべし、夫の
隠便もいと素志を遂るべし上策あり、小生豫て日
光の許すの警衛ありと所けり、備登山の慥にぬ
時の別れも所を設りんと然人殺を筑波へ分ち給
たき、兵糧軍資の金米は彼地も於て調ひはらん
仍て俺們此地を退き大平山に楯籠り筑波大平兩
山も威勢を張らん、躬方も随従する者出来て
素懐を遂るに至るべし、憚るむろが勇士も何らねば

枉て我意も從つとよと言つれて現もと悟るも何り中
は、田丸が説く所を迂遠と思ふ輩もあり、左と右と
うち烏山保家勢、其他諸藩の兵士等が漸次、日光へ繰
込て警衛いよく嚴重あり、衆も事の成らざるは、知
田丸が辞も随ひ、一も願て此地を退き、其月の十四
日大平山も到着せり、仍て当山の別當所、連祥院を本
營とあり、其他塔中の坊舎も更なる、近村の庄客家
を各旅宿と定め、つ筑波の浪士と牒し合せ、専ら
武威を輝らし、毎日毎五、十人づ、諸方の浪士走
加りて、稍千人も及びつらんと、近傍もて、評判あり

早稲田大学図書館

011688996050